

幡多広域ふるさと市町村圏基金活用事業費補助金

◆**事業概要** 幡多地域の地産外商を促進することを目的とした物産展、展示会、見本市などへの出展、リモートによる商談やWEB上での地域産品などの販売促進や広告などに対して、限度額の範囲で対象とする経費の全額を補助する事業です。

◆**補助対象者** 四万十市・宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村に本社または主たる事業所を有する中小企業者などで次の要件を満たすもの。

①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者および同条第5項に規定する小規模企業者(個人事業者を含む。)

②①で組織する団体(任意団体を含む。)

補助対象事業

事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 物産展、展示会、見本市などへの出展(※出展期間中、集客が見込めるイベントなどであること)	出展料、小間装飾費、輸送費、広報物製作費、備品借上料、交通費、高速道路等使用料など	10/10	- 近畿、中国、四国、九州地方:50千円 - 北海道、東北、関東、中部、沖縄地方:100千円 (日本国内に限る)
(2) リモートによる商談、WEB上での地域産品などの販売促進、広告など	WEBサイト作成費(デザイン料含む)など		100千円

※市町村補助金、負担金、県などの公的機関から補助金などの助成がある場合および収入が生じた場合、事業に要した経費から当該金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

※消費税仕入控除税額などを減額して申請すること。

※(1)、(2)は当該年度1事業者、1回限り。また、前年度に補助金の交付を受けていないこと。

◆**補助期間** 交付決定日から令和7年2月28日(金)までに実施されるもの

◆**募集期間** 12月27日(金) ※募集件数に達ししだい、締め切ります。

申請書類

- ・幡多広域市町村圏事務組合のホームページからダウンロードできます。
- ・幡多広域市町村圏事務組合事務局の窓口、または各市町村の担当窓口でも配布しています。

○申し込み・お問い合わせ 幡多広域市町村圏事務組合事務局(幡多クリーンセンター内)

☎31-2600 ☎31-2626 ✉zityou@hata-kouiki.jp

〒787-0776 四万十市上ノ土居1544番地

高知県消費生活相談員人材バンクへの登録について

県では、「消費生活相談員」として、県内の消費生活センターや消費生活相談窓口での就業を希望する方の情報の登録や、採用を希望する県内各自治体への情報提供を行う「消費生活相談員人材バンク」を設置し、登録者を募集しています。

登録できる方

県内の消費生活センターや消費生活相談窓口への就業を希望する方で、下記のいずれかに該当する方

- ・消費生活相談員資格を保有する方
 - ・(独)国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を保有する方
 - ・(一財)日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を保有する方
 - ・(一財)日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を保有する方
 - ・前述のいずれの資格も保有していないものの、将来的にいずれかの資格取得をめざす方
- 詳細はQRコードよりご確認ください。



黒潮町公式
ホームページ

○お問い合わせ 高知県文化生活部 県民生活課 ☎088-823-9653